

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和5年第5回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和5年9月28日(木) 午前9時30分～正午
場所	芦屋市役所東館3階中会議室
出席者	委員 岡 絵理子、西野 雄一郎 欠席委員 小池 志保子、武田 重昭、佐久間 康富 届出者 申請者等 事務局 谷崎課長、岡本係長、桑原係員、村上係員
事務局	まちづくり課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

○会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について
 - ア 共同住宅(宮塚町125番)
 - イ 一戸建て住宅(涼風町1番41)
 - (2) その他
- 3 閉会

○提出資料

大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

○審議内容

ア 共同住宅(宮塚町125番)

令和5年9月19日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 質の高い敷地空間をつくるため、建築物、工作物、植栽等計画を構成する諸要素を個別に考えるのではなく、一体的に検討し、配置・規模・意匠等を計画すること。その際、街路樹のケヤキ並木との関係性についても、考慮に入れること。
- * 建築物については、配置の工夫を行うとともに単調なデザインとならないよう分節や適切な素材及び色彩の選択等を行うことにより、ボリューム感を軽減させるよう配慮すること。北面は歩行者の目線に近いエントランス周りや低層階の意匠について、南面は電車の車窓や線路より南側からの見え方を意識し、どちらも質の高い空間となるよう工夫すること。また、室外機や屋外階段等の見え方にも配慮したデザインとすること。

- * 植栽計画については、落葉樹と常緑樹の適切な組合せ等樹種の選択を工夫し、1年を通じて、通りにおける潤いを感じられるような計画とすること。その際には建築時だけではなく、植物が成長した後も十分に生育できる環境を整えること。また接道面や、通り景観への影響がとりわけ大きい敷地角についてはシンボルツリーを配置するなど、緑で彩る意識を大切にし、緑豊かな通り外観を演出できるよう建築物や駐車場等の配置を工夫すること。
- * 塀等工作物については、建築物の意匠及び周辺の景観との調和を大切にするとともに、道路側の工作物により閉塞するのではなく、配置の工夫、植栽との組合せ等により圧迫感の軽減に配慮した計画とすること。
- * 鳴尾御影線のケヤキはできる限り残すことを基本とし、もし撤去する場合には、十分に生育できる環境を整えたいうで、可能な限り高さのある高木を新植すること。また、ケヤキ並木の背景に相応しい、緑豊かな質の高い建築物をデザインすること。
- * 建築物に付属するゴミ置き場、駐車場、設備等は通りから見えない配置・規模とすることを基本とし、植栽等による修景に努めること。また、建築物の意匠だけでなく、沿道空間の修景についても敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、車路等路面材の選択においても工夫を凝らす等、建築物と一体的にデザインし、潤いある通り景観の形成に寄与するような計画とすること。

イ 一戸建て住宅（涼風町1番41）

令和5年9月19日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 計画地は、南芦屋浜の親水住宅地区にあることから、意匠、材料、色彩については、マリーナを意識した計画とするとともに、低層住宅地区に近接していることも考慮して、マリーナだけでなく、周辺からの見え方にも配慮し、建物ボリュームを小さく見せる工夫や、植栽をバランスよく配置することによって、圧迫感の軽減に努めること。
- * 開放性の高いデザインとなる場合は、周辺からの見え方に配慮するとともに、周辺に対する見下ろしの視線等ができるだけ発生しないようにプライバシーに配慮すること。
- * 外壁に使用する素材については、周辺からの見え方に配慮して、反射性の強い金属やガラスなどを大きな面積で用いないようにすること。
- * 植栽計画については、沿岸地域であるため、耐候性及び耐潮性のあるもの、及び建物デザインと調和した樹種を選定することとし、建築計画と合わせて良好な景観に寄与した計画とすること。とりわけ道路沿い等、景観上有効な位置には十分な植栽を配置し、現場施工時においても樹種を選定、配置の意図を損なわないよう工夫すること。